

第 51 類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

注

1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

「羊毛」とは、羊又は子羊の天然繊維をいう。

「織獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）や
く、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）ビーバー、ヌートリヤ又はマスカラットの毛
及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をい
う。

「粗獣毛」とは、 の羊毛及び の織獣毛以外の獣毛をいう。ただし、ブラシ製造
用の獣毛（第 05.02 項参照）及び馬毛（第 05.11 項参照）を除く。